

入札説明書に対する質問・意見への回答

	～	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	4		3	(7)	資源物の売却収入	資源物の売却について、購入価格について個別の協議を行い、価格を合意に至らない場合には、事業者の義務とならないとの理解でよろしいでしょうか。 また、購入価格は社会情勢等の変化の都度再協議が行なわれ、再協議で価格が合意に至らない場合には、以降は事業者の義務ではなくなるとの理解でよろしいでしょうか。	購入価格と変更方法については定めていませんので、考え方を提案してください。提案に基づき協議します。
2	8		2	(1)	入札説明書等の承諾	「入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。」とありますが、追加資料とは、質問回答書を指すと理解してよろしいでしょうか。	主に質問回答書が該当しますが、他に資料を追加公表する場合は、それも含まれます。
3	8		2	(1)	入札説明書等の承諾	「入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。」とありますが、入札提案書類提出後に提出された書類については除外されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
4	8		2	(5)	著作権	「ただし、組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。」とありますが、図面・資料等には、公開により開示者の競争力を害する事項も含まれていますので、それらについては事業者と協議のうえ、合理的な理由により情報公開に関する諸法令に従い、別途公開しないこととして頂けますでしょうか。	個別具体的な検討を要しますが、一般論としては、公開すれば、乙の競争上の地位を害するような情報について、組合は、事業者と協議のうえ、合理的な理由により情報公開に関する諸法令に従い、別途公開しないこととする対処に応じることも可能です。
5	12		3	(12)	その他	「組合が配布する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが本入札説明書等を補充・修正するものである場合には、本入札説明書等の内容に優先するものとする。」とありますが、平成20年2月22日付けで貴組合により公表された入札説明書、様式集、設計・建設業務編 要求水準書、施設運営業務編 要求水準書、落札者決定基準書、基本協定(案)、基本仮契約書(案)、設計建設工事請負仮契約書(案)、及び運営・維持管理委託仮契約書(案)に対して平成20年3月10日～13日に貴組合に提出された質問及びそれに対する回答は、入札説明書と併せて契約書と一体となるものと理解してよろしいでしょうか。	組合が配布する資料及び回答書は、入札説明書等と一体ですが、これらの資料と、組合が締結する契約書の関係については、契約書(案)に示したとおりです。
6	16		6	(2)	委託料	維持管理業務の対価について、SPCの利益にかかる税流出を回避し、貴組合の委託料を圧縮するため、毎年度金額にバラツキのある費用については、委託料の支払もバラツキある提案を許容いただきたく、お願い致します。	固定料金の委託料1(コークス相当分を除く)について、ご質問の提案を認めることにします。提案書には、事業期間を通じて組合が支払う固定料金の委託料1の総額を、各年度の支払い金額(各年度の金額については参考扱い)とともに記載してください。(様式33を添付1のとおりします。)なお、実際の支払額は、業務計画書とともに見積りを提出していただき決定します。そして、その1/12を固定料金の委託料2(コークス相当分)、変動料金とともに毎月支払うこととします。
7	20		1	(4)		「また、業務委託契約については翌年度の予定支払額の10%とする。」とありますが、これは、事業年度ごとに「{(固定費相当分)+(変動費単価×処理予定量)}×0.1」により算出された額を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	事業年度毎に、翌年度業務が開始されるまでに、「{(固定費相当分)+(変動費単価×処理予定量)}×0.1」により算定される金額の契約保証金の納付または履行保証保険の付保等をしてください。
8	22	別紙1	リスク分担保	共通	法令等の変更リスク	「本事業に直接関係する法令等の新設・変更に関するもの」とありますが、これには、変更により事業契約又は要求水準書の内容が変更(施設の仕様変更も含む)になるものが含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
9	22	別紙1	リスク分担保	共通	事故の発生リスク	本施設引渡し後の運営・維持管理期間中において、事業者の責めに帰すべき事由ではない事故の発生等による施設損傷リスクは貴組合負担と理解してよろしいでしょうか。	運営・維持管理委託仮契約書(案)に示したとおりです。当事者のいずれの責めに帰すことのできない事由であっても、事業者が負担する場合があります。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
10	22	別紙 1	リスク 分担表	運営 段階	受入廃棄物 の量の変動 リスク	<p>受入廃棄物の量の変動による運営費の増大は組合が主分担、SPCが従分担となっています。この点、このSPCの従分担が、以下の費用等のリスクを事業者が負担することを意味する場合、事業者としては委託料を保守的に見積もらざるを得ず、結果として割高な委託料に結びついてしまう可能性があります。従いまして、以下の項目の費用等が生じたときは、その負担について別途協議をして頂けないでしょうか。</p> <p>受入廃棄物の量の著しい変動に伴う原単位の悪化に関する追加費用</p> <p>受入廃棄物の量の著しい変動に伴う発電量の変動に関して事業者が生じる損害</p>	<p>ここでの従分担は、事業者が提案した固定料金及び変動料金単価にて業務遂行する場合に、採算性が悪化するリスクを示しています。なお、ご指摘のような著しい条件変化があった場合は、運営・維持管理委託仮契約書(案)第41条により協議します。</p>